

### 第三章 兵員徴集の爲の行政作用

行政作用といふことは一口に申せば行政權の働きの云ふことであります。本章に於きましては兵員徴集の爲の各種の行政法規が如何に働くかといふことを御話いたします。

#### 第一節 兵員配賦

一通説 徴集人員の配賦は徴兵事務の一番元になるのであります。徴集人員の配賦と申しますことは各徴募區に徴集人員を配當して之れを徴集すると云ふことであります。單に配當するだけではない之を配當して取上げると云ふ意味であります。

二配賦の原則 配賦に關します法規は徴兵令第二十六條及徴兵事務條例の第二十條乃至第二十二條の規定が其の基礎的規定であります。徴兵令第二十六條には「徴集ハ本籍所在ノ徴募區ニ於テスルモノトス」とあります之れは徴集事務は本籍徴募區單位であることをも意味するので寄留地關係では徴集はすることの出來

ないことを規定したものである。又條例第二十條乃至第二十二條の「毎年徴集スル現役兵及補充兵ノ員數ハ上裁ヲ經テ陸軍大臣之レヲ各師管ニ配賦ス、師團長ハ師管ニ配賦セラレタル員數ヲ各聯隊區ニ、聯隊區司令官ハ聯隊區ニ配賦セラレタル員數ヲ各徵募區ニ配賦ス、現役兵及補充兵ノ員數ノ配賦ハ身體検査ヲ受クル見込ノ壯丁人員ヲ基準トシテ之ヲ定ム」と云ふのは即ち配賦の重要原則であります。細則の第二十條、第二十三條等は此の規定から基く所の細かい規定であります。配賦の根本要件に付きましては既に御覽のことと存じますが陸軍省から「徴兵事務の指針」と云ふ本が出て居ります、それに其概要のことは示されてあります。尙ほそれに付きまして若干説明を申上げて置きます。

此の配賦の根本要件の内でも重大なるものは何かと申しますと、地域的負擔の均等と云ふことであります。即ち條例第二十二條に「現役兵及補充兵ノ員數ノ配賦ハ身體検査ヲ受クル見込ノ壯丁人員ヲ基準トシテ之ヲ定ム」とある此の規定が即ち地域的負擔を均等ならしむる爲めの規定で配賦の根本的規定であります。次には此の地域的負擔を均等にすると云ふ先決條件の下に、言ひ換れば條例第二十二條の規定の範圍内に於きまして適所から適材を取り得る様に配賦し徴集し得た

0999

所の兵員は極めて適材である様にすることが大切であります、其の次には總て配賦と云ふものは合理的に出來て居るものでなければならぬ、不合理ではならぬ、此の三つが極く大切な條件であります、今迄配賦に就て多くの注意が示されてあります、但し此等は皆此の三つの根本要件に觸れるからであります。

更に第一の要件たる地域の負擔の均等といふことに付て具體的に申し上げます、條例第二十二條の「現役兵及補充兵ノ員數ノ配賦ハ身體検査ヲ受クル見込ノ壯丁ヲ基準トシテ之ヲ定ム」と云ふ此規定を實施するには如何にすれば宜しいかと申します、すると聯隊區に配賦せられたる徵集人員を各徵募區の受検見込の壯丁數に按分比例する様にし何れの徵募區も受検見込壯丁數對徵集人員の百分比が概ね一樣である様にするのであります、所が若しも此のことを没却して例へば大阪市とか東京市とか云ふものは壯丁の數は多いけれども體格が悪い斯う云ふ所からは成るべく少く取り郡部の體格の良い所に成るべく澤山配賦しよう云ふ様なことをすると軍事上の爲には大變都合がよいが法律上では之を斷じて許されないから此のことは大なる違法となるのであります。それから第二の要件であります優良なる兵員の徵集と云ふことに付きましては適所に適當なる兵種を配

當すると云ふことに歸します、例へば鐵道隊兵を取ると云ふならば成るべく鐵道工場のある様な徴募區又自動車隊兵を取らうと思ひましたならば自動車の澤山にある徴募區と云ふ風に配賦をする必要があるのであります、斯くの如く致しますれば適所から適材を取ることが出来るのであります、單に廣く適材を求めると云ふ見地から申せば小數宛各徴募區に分散すればよい様でありますが一概に左様に行きませぬ。それは何故かと申しますと次に申す様な次第であります例へば聯隊區に配賦せられたる某兵種の總員が現役兵二〇名補充兵が一〇名であるとか云ふ様な場合に於て其の聯隊區の徴募區が十徴募區であるとしませれば各徴募區に現役兵二補充兵一宛配賦すれば抽籤の關係上その人員は悉く甲種で選兵せねばなりません何故なれば補充兵一名を第一乙種でとらうとすれば一名で籤を引かなければならぬから一名では籤が抽けないので此の一名も甲種で取らなければならぬ、そうすると乙種で差支へない所の補充兵を甲種で採ると云ふことになる、すれば現役兵は三分の一の公算で悪くなる、所が之を四徴募區に配賦すれば現役兵五、補充兵三と云ふ風に多少集結して各徴募區に配賦が出来従て補充兵を乙種で取れるから現役の悪くなる公算が少いといふことになります夫れで細

則第二十三條に規定しあります様に選兵及抽籤の關係を考へて分散、集結其の宜しきを得る様に豫め配賦の時から注意をする必要があり、言ひ換れば乙種でも差支ない所の補充兵を態々甲種で取らなければならぬと云ふ様な不利益が生じて來ない様に配賦する必要があります。其の次は配賦は合理的に出來て居らなければならぬと云ふことはどういふことであるかと申しますと一例を挙げますれば例へば補充兵の義務を考へますと補充兵は戦時の要員と現役兵の補缺要員である然るに現役兵と補充兵とが併せ配賦が出来る丈の數があるに拘はらず某徵募區に於ては現役兵が五名補充兵が零と云ふ様な配賦がありとしますれば是は甚だ不合理と申さなければならぬ、何故かと申しますれば補欠は徵募區毎に行はなければならぬと云ふことが條例第五十一條の規定でございますから此の法規に則り實施しようと思つたならば必ずや茲に補充兵がなければならぬ然るに之を零にして置いて他の徵募區に多くの補充兵を配賦すると云ふが如きは矛盾でありますから師團から配賦せられたる補充兵の數によりて適當に之を配賦すると云ふ事にならねばならぬ、又反對に現役兵零、補充兵五を配賦したと假定すれば此の補充兵と云ふものは戦時補充の任務に就く丈であつて平時に於ける補

欠の任務と云ふものは無くなる之も不合理ではありませぬ。

## 第二節 徴募

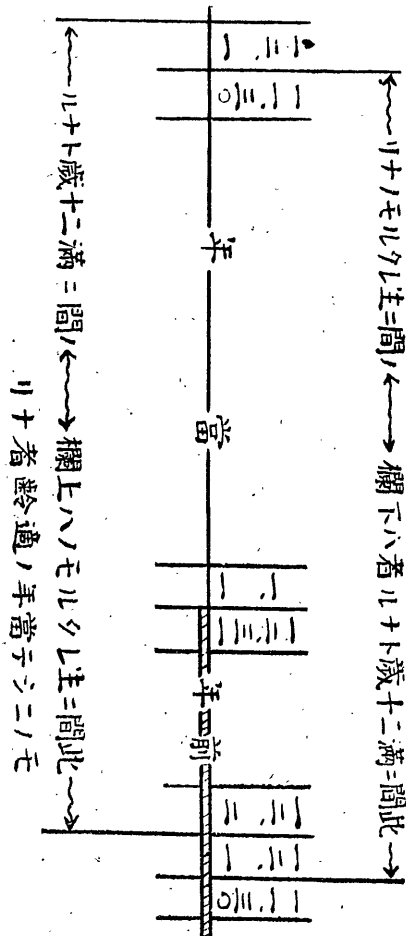
### 第一款 通説

徴集と云ふことと徴募と云ふことは多少意味に於て相違があるのであります。徴集と云ふことは前に説明した通りであります。徴募と云ふことは即ち兵員を徴集するの外、志願兵の採用と云ふことを含みます。徴兵事務といふことは兵を徴する爲の事務といふことで意味が廣いが、徴募事務といふと先程申した様に條例第五章だけの事務で、徴集事務といへば條例第五章の事務中より志願兵採用の事務を除外したものであります。

### 第二款 徴兵検査

一、壯丁の調査 徴兵検査の事務は先づ壯丁の調査に始ります。壯丁の調査は前申した様に市町村長の擔任する所であります。壯丁と申すことは當年の適齡者と前年の徴集延期者又は徴兵處分未済者で、其年徴兵検査を受くべきものであります。此調査は市町村長は戸籍簿に依つて調べるの外、兵役義務者を持つて居る

家の戸主は適齢届を以て市町村長に届出すべき義務があります。(令第二十五條ノ二細則第十二條)壯丁の調査は一月一日調べであります。徴兵適齢と申しますのは令第二十五條ノ二にありますが通り、當年一月一日より十一月三十日迄に満二十歳と爲るもの、前年十二月一日より同月三十一日迄に満二十歳となるものが當年の適齢者でありますから、生れ日で申しますと左の圖解の通り前年の十二月二日より當年の十二月一日迄に生れた者と云ふ事となります。動もすれば「十二月一日」と「十一月三十日」と又「十二月二日」と「十二月一日」とに就て「満二十歳」と「生れ日」と云ふ事の関係に間違を起し易いのでありますから御参考迄申して置きます。



要するに壯丁の調査は町村長がやりまして、其人員は順序を経て陸軍大臣の手許迄出すのであります。此調査は徴集人員配賦の基礎をなすのであります。それでありますから之れを嚴密に間違なく調べると云ふことに付ては市町村長は絶對に其責任があると同時に郡長聯隊區司令官は十分に監督にならないといかぬのであります。

二 徴兵検査日割の決定 此の日割は法規上の言葉では徴兵署開設日割と申します、徴兵検査は何日から何日までの間に實施するかと申しますと細則第三十二條に規定してあります通り、毎年四月十六日より七月三十一日迄の間に於て行ふのであります。でありますから畢竟此期間内に於て行へば宜いのであります。故に四月十六日が來たからと云つてすぐやらなければならぬと云ふことはない。唯終りは七月三十一日を越えてはならぬと云ふのであります。それですから師團等に於きまして七月三十一日迄には必らず検査は終らなければならぬが、新任の聯隊區司令官等が徴兵検査を行ふと云ふ様な場合にして、検査が七月二十日に終了すると云ふ見込が付いたならば此聯隊區司令官をして四月二十二、三日頃から検査をやらして、他の經驗のある人の検査を一邊見學さして後やる様にして



宜いのであります。

日割表は如何に調製するかと云ふは、此日割表は聯隊區司令官が起案權を持つて居るのであります。そうして是は郡市長と協議して能く理解し合つた上本表は決定するのであります。此日割表が出来ましたならば、上級徴兵官にそれ順序を経て報告するのであります。日割表調製のことには付きましたは第二編に於て詳しく御話いたします。

三 壯丁の呼出 徴兵検査の日割表が出来ますと、聯隊區司令官は上級徴兵官に報告いたします。同時に郡市長に通知します。郡市長は其徴募區内に於て毎日検査を行ふべき町村、壯丁の人員、出頭時刻を定めまして郡長は町村長に通知します。出頭時刻、検査人員等に就ては無論聯隊區司令官に協定したものであります。それで市町村長は其達しに基きまして徴兵検査通達書と云ふものを作りまして、各徴兵検査を受けます壯丁に送ります。(之れに付きましたは細則第三十七條に規定してありますから御覽を願ひます)

四 身體検査 前申しました一、二、三は徴兵検査の準備であります。四以下は徴兵検査の實施と云ふことになりまして、徴兵身體検査は條例第二十七條に書てあり

ます如く、聯隊區徴兵醫官の権限であります。併ながら條例第二十六條にあります如く、聯隊區司令官は此身體検査を監督いたします。條例第二十六條に書てあります聯隊區司令官の監督上の権限は如何なる點迄及ぶかと云ふと、事實に於て醫學上の専門事項には監督権は及びませぬ。醫官が合格としたものを司令官はさうでないとは言はれない。是は色盲であると致しまして、醫官は色盲に非らずとすれば、それは醫官の見方は間違て居ると云ても中々其反證は分らぬ。又そんな亂暴なことは出来ませぬ。是は第一乙種であると軍醫が身體検査をした時に、聯隊區司令官はそれは甲種であると云ふて甲種にすることは出来ぬのであります。併ながら身體検査を行います上に付きましたはそれ〴〵徴兵検査規則並陸軍身體検査手續と云ふ規則がございますから、此規則に牴觸して居りましたならば其點は勿論矯正すべきことは當然、聯隊區司令官の権限であります。例へば壯丁名簿の上に「筋骨僅に薄弱」と云ふ一つの變常の外何も變常がない者を軍醫は之に甲種と云ふ等位判定を下し別に備考としても何の理由も書いてない。所が此筋骨僅に薄弱と云ふ變常は第一乙種に相當する者であります。それにも拘らず軍醫は甲種の判を捺したと云ふことはそれは理由がない。此時に、それはい

1007

かぬじやないか、と云つて醫官に注意をすると云ふことは當然の監督權で、監督權は斯の如くして働くのであります。

體格等位に付ては御存じの如く、甲、乙、丙、丁、戊の五種に分ちます。其内乙種は更に第一乙種、第二乙種と分けます。それで體格は六等位に分れます。即ち甲種、第一乙種、第二乙種、丙種、丁種、戊種の六等位に分ちます。能く徴兵事務に當る者が一乙とか二乙とか云ふことは、一乙と云ふのは第一乙種、二乙と云ふのは第二乙種と云ふことであります。それから體格等位に付てはどうかと云ひますと甲種が五尺以上身體強健、乙種は身長五尺以上身體甲種に亞ぐ者、其中で比較的良好な者を第一乙種、それに亞ぐ者を第二乙種と致します。丙種は身體が乙種に亞ぐ者及身長四尺八寸以上で丁種及戊種に當らざる者、丁種は廢疾不具者及身長四尺八寸未満の者、戊種は令第二十條各號の一の該當者で次年に於て徴集の見込があるものであります。即ち體格強壯でありましたも身幹未だ定尺に足らざる者、病中又は病後にして勞役に堪えざる者即ち令第二十條第一號第二號に當る者で次の年になれば甲乙種に合格するの見込のあるものが戊種であります。徴兵は徴兵検査規則第五條の規定によりまして甲乙丙の三種即ち甲種第一乙種第二乙種丙種之れ

が合格であります。さうして其中の甲種及乙種は現役に服すべき身材の者で、丙種は國民兵役に服すべきものであります。特に茲に御注意申上て置きますことは、甲種乙種は現役に服するものであります。元々徴兵令第五條の後段にありま  
す如く、補充兵と云ふものは現役に取つた残りの中から更に所要の人員を取る。  
即ち補充兵は現役に徴集しました残りの中から取ると云ふのでありますから甲  
種乙種を以て現役に服する者としまして、其中徴集順序から云へば甲種を先きに  
し次は第一乙種次は第二乙種であります。が故に、現役兵は通常甲種を以て充て、  
補充兵は通常乙種を以て當てると云ふことになります。即ち補充末期迄に現役  
兵の缺員があつた場合に補充しますから現役兵の缺員が少なかつた場合は、甲種  
で補充兵となる者があり又甲種で現役兵を充足することが出来なかつた場合は、  
乙種が入營しなければならぬ事となります。丁種は兵役免除でありますから兵  
役には全然關係ありません。戊種は徴集延期に屬します。此徴集延期のことに  
付ては後に申し上げます。

五、壯丁の身上調査 身上調査と申しますことは壯丁には代人を出して居る様な  
不都合がありはしまいか、又其他徴集するに付て調査事項例へば徴集免除の事故

等色々のことがありますから、是等のことに付きましては何人かが此身上調査に當らなければならぬ。即ち條例第二十八條は之れであります。郡市長は徴兵署に於て壯丁の身上に關する調査に任ずと云ふ、斯う云ふ權限を與へてあります。

六、選兵 選兵と云ふことは各壯丁に對して兵種を決定する處分を云ひます、選兵は令第九條に其原則が記してある、其の權限は聯隊區司令官の單獨權限であります(條例第二十六條)聯隊區司令官の選兵には壯丁は必らず之れに従はなければならぬ理窟は言われないのであります、壯丁の身材、藝能、職業に従ひ選兵を爲します要件に就て細かく律しましたのは細則第四十七條乃至第五十條であります、此の外尙ほ身長定限表と云ふものがありまして身長の關係を律して居ります、選兵は軍事上から見ても法律上から見ても徴兵検査の中で最も重要なものであります、徴兵検査に於て選兵します兵種は如何なる兵種かと申しますとそれは徴兵事務條例第三十條に其區分があります、併しながら聯隊區に於きましては是れだけの兵員が悉く其の配賦を受けると云ふのではありませぬから其内聯隊區に於て取らぬで宜い兵員が澤山あります。

選兵は先程申しました通り聯隊區司令官の徴兵検査に於てやるべき最も重大事

でありますからそれには各種の必要な注意が要るのであります、此の點に付ては第二編に於て詳しく御話いたします。

選兵は甲、乙種合格者につき致しまするが必ずしも甲乙種全員選兵するのではありません、甲、乙種全員は悉く選兵をすべきものではない、乙種でも選兵せぬ者があり甲種でも選兵せぬ者があるのであります、夫れは何故かといひますと令第九條に現役兵補充兵は毎年所要の人員に應じ、身材、藝能、職業に従ひ云々と規定してあります、夫れで要員の必要だけ採れば宜いのである、然らば何を基準として要員だけとるかど申しますと身長を基準とするのであります、夫れて身長には理想身長と云ふものがあるのであります、之れを定寸と申します、各兵は此の理想身長即ち定寸に於て選兵することが出来れば宜いのであります、併しながら其の配賦要員を得られませぬ時には其の配賦要員を充し得る迄其の身長を一分づゝ繰下げて參ります、そうして配賦人員を充し得たなればそこで繰下げを止めます例へば徴募區の配賦人員總計五百名を定寸で充足出来ませす一分又一分とだんだん繰下げて參りました所が丁度五尺二寸の所で五百二十名とれる、五尺二寸一分であると四百九十名しかとれない、そこで二寸で止めることが出来る、すれば五尺一

寸九分の者は總て選兵せずも徴兵免除にする、選兵はしない、然らば定寸といふものは何尺何寸以上かと申しますると之れに各兵は身長定限表といふものが規定せられて此の關係を律せられて居るのであります、此の身長定限表の運用の極大體を申しますると先づ各兵の配賦要員が定寸で徴集が出来なければ遞次一分宛身長を繰下げ要員を満します、次で雜卒を其の繰下げ最低身長以下の者より身長順序に雜卒の配賦要員だけ徴集する例へば各兵を徴集するに當り五尺二寸五分以上で配賦要員を満たし得たとすると雜卒は五尺二寸四分及其以下の者から逐次身長に従ひ(高き者より要員を充足する迄繰下げて要員を採るのである、尙ほ注意すべきは甲乙種中同一身長、同一體格等のものを一つを各員に選兵し一つを雜卒とすることは出来ぬ又甲乙種中同等位同身長の者を一つを雜卒とし一つを徴集免除とすることは出来ませぬ、例へば甲種の五尺三寸の者を一人を歩兵として一人を輸卒とすることが出来ず一乙の五尺一寸の者を一人を輸卒とし一人を徴集免除とすることは出来ぬものであります、選兵に付ては第二編で充分に御話し致します。

## 七、抽籤

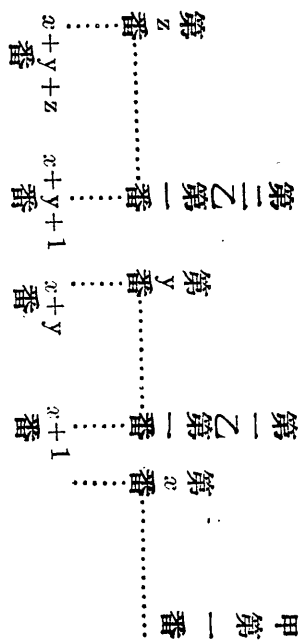
(1) 抽籤の目的 抽籤の目的は徴集令第九條に掲げてあります如く徴集順序を定むると云ふことが其の目的でありまして、勸業債券や貯蓄債券のやうに當落を決すべき性質のものでありませぬ、順序をつける爲であります、でありますから或る徴募區に配賦せられたる兵員が例へば九名と云ふことになつて居るのに何としても兵員に適する身材、藝能、職業を持つて居る者は八名しかないと云ふ場合に八名しか採らなかつたとして一番から八番迄籤を抽いて皆取つてしまふと云ふことは當落と云ふことから見ますと出來ないのであります、が抽籤は徴集順序を定めると云ふ徴兵令の主旨から八名取つて差支へないと云ふ譯であります。

(2) 抽籤の實施 抽籤は甲種、乙種のもので選兵したものにつき行ふものでありますから丙種で國民兵に決定したものは抽籤は行ひません、抽籤を行ひますのは兵種毎に更に體格等位毎に分ち行ひます、即ち條例第三十條の兵種毎に、甲、一乙、二乙と別々に抽籤を行ふのであります。

抽籤の實施法に就ては抽籤總代人といふものがありまして其の總代人が其徴募區の壯丁の總代となつて抽籤を致します、其方法は第二編に於て詳しく説明



いたします、抽籤の際には町村長は立會はねばなりません、それから抽籤の結果徴集順序はどう云ふ風になるかと云ふと夫れは甲一乙二乙の順である詳しく申せば例へば其兵種の甲が一番から $z$ 番迄あり第一乙種は一番から $y$ 番迄あり第二乙種は一番から $z$ 番あるとします、斯うなると徴集順序は先づ甲の一番二番三番………番第一乙種の一番は $x+1$ 番と云ふ順番になり第二乙の一番は $x+y+1$ 番と云ふことになり、式で書きますと次の様であります。



それで順序は甲種を取つて續いて第一乙種次で第二乙種に及ぶと云ふ順序を以て徴集順序は決る次第であります。抽籤と云ふことは徴集順序を決めるのでありますから本人の兵役義務には重

大なる関係がある、抽籤に加へられるか、加へられぬかと云ふことは本人の権利義務上重大なことであります、そこで徴兵令には特定のものに限りまして抽籤の権利を剝奪いたして居ります、即ち抽籤に加へない者であります、之れを稱して籤外者と申します、徴兵令を御覧になりますと、抽籤の法に依らずして徴集すと規定してある所が若干ある之は徴集する場合には抽籤の法に依らないのである、抽籤権がないものであると云ふことを徴兵令に規定したのであります、唯令第二十七條の該當者即ち疾病又は犯罪の爲期限に際し入營し難き者は翌年之を徴集すとある、此の者は徴兵令には抽籤さすかさぬかと云ふことに付ては明に書いてないのであります、元々此の者は徴集延期者でなくして入營延期者であります、従て當然抽籤に加ふべきものではない、従つて籤外者として取扱つて宜いものであると云ふ解釋から事務條例細則第七十二條を見ますと、其の解釋的規定があります、故に令第二十七條該當者も亦籤外者であると云ふことになつて居ります、籤外者の順序はどう云ふ風になるかと云ふと、令第二十八條に該當する者、即ち徴兵忌避の罪に問はれて其の裁判が確定したる者、結局徴兵忌避の罪を犯しまして、そして其の裁判が確定した者は、眞先に籤なしで徴集さ

れる、其の他の籤外となるべき事由ある者と、志願者を除いては徴兵令の該當條項の順序と云ふ事になります、即ち細則第七十二條に規定してある通り、令第二十八條該當者、第十三條第四項該當者、第十四條第五項該當者、第二十三條第二項第二十三條ノ二第二項第二十七條該當者、其の次に二十歳未満の現役志願者、籤なしで現役兵になりたいと云ふ志願をした適令者、それから抽籤した者、斯う云ふ順序になりましたして抽籤の者は前に申しました様に甲種第一乙種第二乙種と云ふ順序に決ります、此の籤外者と云ふ事は又一名先入兵と申して居ります。抽籤が終りますとそれに付てどう云ふ効果があるかと云ふと先づ第一に其の合格せる本人の兵種と云ふものを確定する、抽籤前は聯隊區司令官は選兵した兵種を如何様にでも變更することが出来る、即ち抽籤前ならば歩兵としたものを騎兵にでも、工兵にでも變へることが出来る、併しそう云ふことをするのは軍事上有利であるか不利であるかは別であります、兎に角聯隊區司令官の權限上やつて差支ない、併しながら、一度抽籤をしてしましますと、最早兵種を變更することは斷じて出来ませぬ、併しながら特別の場合がありまして本人の意思とそれから國家の要求が合致しました場合に於きましては抽籤後兵種を變更す

ることが出来るのであります、併し之には必ず其の法規がある其法規に該當しないものは出来ないであります、此の規定は唯海軍兵に於てのみ行はれて居るのであります、海軍兵に於きましては海兵團に入團後本人の希望と海軍の要求とに依りまして兵種の變更を許して居ります、又陸軍に於きましても現制に於てはありませぬが、従前看護卒は一般の戦闘兵から兵種變更を行ひ之に採用しましたこともあります、今日はさう云ふ制度はありませぬ、要するに聯隊區司令官として法規に根據なく兵種の變更と云ふことは抽籤後は絶対に不可能であります、若し抽籤後勝手に兵種を變更したならば重大なる違法處分で其の責任は免れることは出来ませぬ。

八 寄留者の検査 既に述べました如く徴集は本籍所在の徴募區に於て行ふを原則として居ります(令第二十六條)併ながら本人が寄留して居る者を態々本籍地に呼出すと云ふことは不便が少なくないのでありますから他の徴募區に寄留して居る者は本人の願に依りまして其の寄留地徴募區に於て徴兵検査を受けることが出来るのであります(條例第三十五條)此の寄留地に於て検査を受けましたものはどう云ふ風に徴兵處分をしますかと云ふと、寄留地の聯隊區司令官は入寄留者

にして五尺以上の甲、乙種合格者であれば必ず適當と思ふ假定兵種を定めます、そうして其の假定兵種と同兵種同體格等位の本籍者と共に抽籤を致します、例へば大阪の壯丁が東京に参りまして東京の麻布聯隊區に屬する東京市の徵募區で検査を受けますことになつたとします、夫れで麻布聯隊區司令官は検査をした所此者は第一乙種合格で工兵に適すると思ふたならば工兵と假定兵種を定めます、すると此の者は東京市の徵募區で第一乙種工兵の本籍者に加へて抽籤を致します、其の後はどうかと申しますると其の壯丁名簿は本籍地の聯隊區司令官の所に送ります、其のときには本人の寄留地で抽ひた籤號と、一緒に抽籤した者の最高番號とを壯丁名簿に記入してやる、謂ひ換へて見れば壯丁名簿には假定兵種は何兵で何人中の何番であると云ふことを壯丁名簿中に記入して送る、そうすると本籍地の聯隊區司令官は之に對して最後の兵種を決定する、之れが爲には假定兵種を如何様に變更しても妨げないものであります、併し本籍地の聯隊區司令官は選兵換の權限はありますけれども斯くの如きことは極めて寄留地の聯隊區司令官の選兵を尊重せなければならぬ、それで寄留地の聯隊區司令官は本籍地の聯隊區司令官に其の兵種決定の資料を十分與へて置く、自分は假定兵種を歩兵とした

が要すれば工兵にやつても宜い、併し乍ら騎兵には絶対にすることは出来ない。云ふ様な各種の事柄を本籍地の司令官に参考資料として與へる必要がある。であります、本籍地に於ては今申述べました様に假定兵種を更に適當な兵種に選兵換しても又假定兵種を其儘決定兵種とし、も差支ありません。

扱て愈々本籍地の聯隊區司令官が兵種を決定したとすると其の後の取扱ひはどうなるかと云ふと例へば假定兵種は工兵でありました者が本籍地に歸りますと色々の人員の都合上工兵には選兵は出来ぬ何としても野戦砲兵に選兵換をしなければならぬ又寄留地の司令官も野戦砲兵に選兵するも差支なしと此の意見があつたとして野戦砲兵に選兵する、然らば徴集順序はどうなるかと云ふと例へば本人は寄留地に於ける抽籤番號は十三名中の十一番であつたとすると之れを本籍徴募區の決定兵種の同體格等位の者の中に比例編入する即ち本籍徴募區の野戦砲兵第一乙種は一番から八番迄あるとしますと十三番に付て十一番ならば八番に付ては何番であるかと云ふ比例算をやつて其比例算に依つて本人の本籍地に於ける番號を番即ち何番か、出て参ります例へば七番と云ふ數字が出ます、或は七八と云ふやうに出たならば端數は切捨てまして七番としまして其

の番號の上位に編入します、是れ等の手續に付きましては條例第三十五條並に細則第五十四條乃至第七十一條に規定してあります、特に細則第七十條の規定は唯今の比例編入法を決定する基礎的規定であります、聯隊區司令官は入寄留者の選兵に就てどういふ見當を以てするかと云ふと甲種、乙種のものなれば全員選兵しなければならぬ、本籍地の者なれば或る身長で配賦人員が充分充足されたならば其の身長以下は捨てゝも宜いのであります、入寄留者はさうはいかないのであります、何故かといふと甲の徵募區では五尺一寸五分で配賦要員が充されましたも乙の徵募區では五尺二寸で配賦要員が充されることがあります、所が此或る徵募區から他の徵募區に寄留して此處で受檢したが扱て此の者の本籍地の繰下身長が分らぬと云ふて本籍地の司令官の所へ一々照會して居つたのでは事務が繁雜で堪らぬ、そこで寄留地徵募區で検査しました所の聯隊區司令官は此の入寄留者に對しましては總て五尺以上で甲、乙種なれば全員假定兵種に選兵するのであります、所が選兵しますが之が本籍地に歸ると案外本籍地では徵集免除の身長範圍のものであることもありませう、斯様な場合には本籍地の聯隊區司令官は之を配賦要員に加ふることなく徵集免除をして差支ないのであります、それから當人

の寄留地の徴募區が同聯隊區内でありますれば司令官は頭を悩ます必要はない詰り各徴募區の身長線下程度は司令官は皆自分で知つて居るからであります、他の徴募區に寄留するものは其の地方に於て検査を受けることが出来ること云ふことは、検査區から検査區に寄留して居つては其の適用を受けませぬ、何故なれば徴募區が同じでありますから検査を受けました所が効果が同じであります、赤阪區に居る者が麻布區に行つて検査を受けても、それは検査人員のやり繰りと云ふことで寄留地検査と云ふのではないのであります、即ち赤坂區に本籍がある者が麻布に行つて徴兵検査を受けても、それは検査呼出しをやり繰りしたと云ふことで寄留地検査ではないのであります、やり繰り上さう云ふことは必ずしも違法ではありませんませぬが寄留地検査とならぬのであります。

九、非徴集延期區域の外國に在る者の検査 外國に在る者は原則として徴集延期の特典を受けます、併しながら令第二十三條に規定してある所の露國領沿海洲、薩哈噠、支那、香港、澳門の五外國所在のものは徴集延期の特典はないのであります、でありますから是等外國に在留して居る者に對しては何等かの便法を以て身體検査をやつてやる途を開き、さうして本人が本國に歸つて徴兵検査を受けると云ふ



不便を除いてやらなければならぬ、又朝鮮、臺灣等に居住して居る者に就ても同様の検査を行います、そこで海外の帝國領事館及軍隊に於きまして此等の壯丁に對し特別の検査を行います、此の検査の規定は明治三十九年勅令第三百十八號及大正八年陸軍省令第五十一號の規定であります、此の検査に就て詳細を話すことは時間が許しませぬが大體に於きまして其の時期は四月上旬而も四月一日に近い上旬で、それぞれ陸軍の検査員が任命されまして其の検査員が帝國在外公使館及軍隊等に出張し、又向ふに在勤して居ります、佐官、大尉がおりますれば其の武官を検査員に任命し、又守備隊がございしますれば其守備隊の佐官及大尉を検査員に任命しまして内地と全く同様の身體検査を行ふのであります、行ひますが是れは寄留地の検査と違ひ、又内地の徴兵検査と違ふのであります、何處が違ふかと云ふと寄留地に於きましては入寄留者は其の地の壯丁に加へて抽籤をするものであります、海外に於ける身體検査に於きましては抽籤と云ふことは全然やらしませぬ、唯假定兵種を決めると云ふことは寄留地検査と同様であります、何故抽籤をしないかと云ふと是れはなるべく内地の検査開始前に検査を済して、さうして其成績を本籍地の方に通知して本籍地に於て一般壯丁と一緒に抽籤をさせる方が事務の都合

が宜いからであります、其の點が寄留地の検査と海外に居る者の検査と検査方法が違ふのであります。

十、徴集延期區域の外國より歸朝せる者の検査 徴集延期區域の外國より歸朝したる者例へば亞米利加とか伯刺西爾、或は墨西哥等から歸りました者の身體検査に付ては最近之に關する特別の検査方法が規定されましたのであります。此の事は條例第三十六條第二項にあり其細かい事は細則第四十六條の二にあります、其要旨はごう云ふ事かと云ふと徴兵検査を受くる爲に態々遠い外國から歸つて來る、歸つて來るとも、既に本籍地の聯隊區は検査を終つて居る、本籍地師管内の他の聯隊區も終つて居る、甚しきは八月に入つてからと云ふ様なことが時偶あるのであります、是れ等が多額の金を使ひ國家も亦之に旅費を給して態々呼歸して何等検査もしないで翌年迄放つて置くこと云ふことは氣の毒であるから之に對しては師管徴兵官は總理徴兵官の認可を受け師團長は便宜手近の陸軍部隊を指定して最寄の聯隊區司令官郡市長立會の上検査を受けしめる、例へて見れば麻布聯隊區の者が歸つて來て八月二日に東京に到着した、そして順序を経て聯隊區司令部に申出ますれば聯隊區司令官は其事を關係の郡市長と相談をして、さうして師

管徴兵官に認可を申出る師管徴兵官は總理徴兵官に認可を請ふ。總理徴兵官が宜しいと云ふことになりますれば、師團長はそれならば歩兵第一聯隊に於て一等軍醫何某は之を検査せよと命じます。又師管徴兵官からは麻布聯隊區司令官と某區長とが之に列席してさうして其の検査を執行せよと云ふことの達が出て來る譯であります。検査を受けた者は先程申しました様に元々外國から歸つて來たものでありますから籤には加へぬものであります。即ち籤外者であるから甲、乙種に合格して選兵する必要があれば之を選兵して抽籤名簿中籤外者の相當順位に加へるのであります。此の特別検査は八月下旬即ち現役兵補充兵編入處分の終りまして後には是れはさうしても翌年やらなければならぬのであります。換言すれば本籍地の聯隊區が終つた後で而も本籍地師管内の他の聯隊區でも検査する事が出來ないよ云ふ場合で、八月下旬の現役兵補充兵編入即ち所謂終決處分前の期間に於て行ふのである。斯ふ云ふことになります。

### 第三節 裁決條例第六條參照

#### 第一款 通説

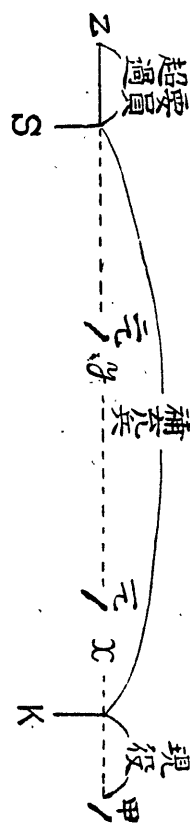
裁決と申しますのは一般に裁斷決定と云ふ義であります。でありますから徴兵事務に於ける裁決と云ふのは、各人に付て其兵役義務を裁斷決定する行政處分であります。行政處分とは行政官廳が法規の好果を現すべき行政法上の一方行爲である。凡そ行爲は双方行爲と一方行爲とがある。双方行爲は當事者双方が合意で行ふ行爲で、一方行爲と云ふものは相手方の意思はごうでも構はず或る法規に照らして國家の意思を以て決定してしまふ。それでありますから徴兵處分と云ふものは行政行爲の中の一方行爲であります。此裁決は徴集検査の結果を見まして、本籍地徴募區に於きまして其年の適齡者及前年の徴否未決者に對して行ふものであります。

#### 第二款 裁決の種類

裁決は條例第三十八條にあります如く假決と終決に分かちます。假決と云ふことは徴集延期と云ふことを裁決するので、此者が徴集延期に當るか當らぬかと云ふことの裁決を云ひ、終決は現役兵編入、補充兵編入、要員超過徴集免除又は兵役免除と云ふことを裁決するのであります。換言すれば假決は徴集するかせぬか即ち徴否未定で、終決は徴否決定である、と云ふ意味であります。假決の中には

法律上の假決と實質上の假決とあります。法律上假決と申しますことは令第二十條、第二十一條、第二十二條、第二十三條ノ二にあります。徴集を延期すと云ふ條項に該當する者に付きまして行ひます假決で正當の事由あるもの即ち法律に根據のある假決である。所が此外に所在不明でありますとか要するに正當の事由なく徴兵検査に出て來なかつた者、或は病氣で醫師の診断書を差出して徴兵検査を一時猶豫したが遂に検査を受けることが出來なかつたといふ様なものは、等は實質に於て徴集延期の取扱をするのであります。併し之を法律上の徴集延期と見るとは出來ませぬ。斯の如きことは法律上徴集延期に當りませぬが、事實に於て徴集延期に當るものでありますから之を稱して事實上の徴集延期といふのであります。要するに事實上の徴集延期と云ふことは裁決の未済であります。未だ假決とも終決とも裁決をしなかつた未済者であります。でありますから徴兵官として裁決をなさる時には、是は徴集延期として處分するものであるが、是は裁決未済としての取扱ひをしたかと云ふことは壯丁名簿に明確にして置かねば困るのであります。終決に付きましては現役兵編入と云ふことは説明する迄もありません。補充兵編入も同様説明する迄もありません。要員超過と云ふこと

は何であるかと云ふと、是は令第十一條に規定して居ります。徴兵令第十一條の「抽籤番號ノ順序ニ依リ其年ノ補充兵役所要人員ニ超過スル者ハ國民兵役ニ服セシム」といふ此規定に依つて國民兵役に服する者を要員超過と申します。先程申



しました様に徴集要員は甲種の中の一から「x」番迄第一乙種は一から「y」番迄、第二乙種は一から「z」番迄斯う云ふ風に番號があるものを何番迄は現役兵、何番迄は補充兵斯うなりますと何番以下は即ち要員超過であります。往々現役兵に對する甲種の過剰人員即ち現役兵所要人員に對する甲種の餘りの人員を稱して之を要員超過と申す人がありますがこれは要員超過ではありません。甲種の過剰人員であります。裁決に當りましては此の要員超過とそれから丙種で徴集免除となり國民兵役に服するものとは等しく國民兵となるのであるが、要員超過といふ事由で國民兵役に服するものは必ず「要員超過」と裁決し「徴集免除」と裁決して

はいけないのであります。徴集免除といふのは先に申しましたやうに甲乙種中で選兵せざる者丙種の者が主である。其の他令第二十二條の事由即ち家事故障に依つて徴集を延期させられ、それが續いて三年間繼續した甲種乙種は徴集免除等尙若干種類のものがあります。外國に居つて三十七歳を越えた者は之亦徴集免除になります。兵役免除は丁種の者に對する裁決であります。

### 第三款 裁決の權限

裁決の權限は徴兵官としての權限と聯隊區司令官としての權限と二通りあります。又師團長も師管徴兵官としての權限と師團長としての權限と二通りあります。此徴集延期徴集免除及兵役免除の裁決は原則として徴兵官即ち聯隊區徴兵官としての權限であります(條例第四十條)其他の裁決は聯隊區司令官の專權に屬するものであります。之を具體的に申しますれば聯隊區司令官として單獨權限に屬するものは現役兵編入、補充兵編入、要員超過の裁決、現役兵入營の際に於ける疾病に依る兵役免除、徴集免除及現役兵に決定後家事故障に依る徴集延期(條例第十七條)是等に當るものは聯隊區司令官の專權、其他は總て聯隊區徴兵官としての權限を以て兩官合議して裁決するものであります。併し前申した様に之れは

條例第五章の事務即ち徴募事務から出發するものであるから聯隊區司令官といふても夫れは聯隊區徴兵官たる聯隊區司令官としてやる行爲であるを解すべきであります。

#### 第四款 裁決の時期

裁決は大體に於て一定の時期に於て行ひます。唯特別の必要あるものは其度毎に行ふものであります。徴集免除、徴集延期及兵役免除の裁決は原則として、其徴募區の徴兵署に於て行ふものであります。即ち條例第二十九條、壯丁ノ身體検査終ルトキハ聯隊區徴兵官ハ徴集延期、徴集免除及兵役免除ノ處分ヲナスベシ、是等の處分は其壯丁の身體検査が終りましたならば其時期に於てやります。そして現役兵編入、補充兵編入、要員超過等の處分は條例第三十四條の規定、各徴募區ノ抽籤終ル時ハ聯隊區司令官ハ第二十一條ノ規定ニ依ル現役兵及補充兵ノ編入處分ヲナスヘシに依りまして自己の聯隊區の徴兵検査が全部終了後之をやるのであります。現役兵及補充兵編入が決りますれば之と同時に要員超過が決る譯であります。此現役兵及補充兵編入處分の時期は具體的に申しますれば細則第七十六條に書てあります如く、概ね八月下旬に於て行ひます。輜重輸卒のこの處



分は輸卒の最終入營期から二十日以内に於てやります。何故八月下旬と規定したかと申しますれば、主として寄留者の關係の方からであります。徴兵検査は七月三十一日に終ります。出寄留者の名簿は逐次本籍地の方に歸ります。さうして先程申しましたやうに選兵すべき者は選兵し、比例編入すべき者は編入して、さうして徴集免除を爲すべきものは其處分を爲すと云ふやうに各處分されますから、徴兵検査後一箇月後にあらざれば現役兵補充兵編入と云ふことは決定出来ませぬ。輻重輸卒に付きましたは最終入營期の者が即日歸郷をしますと其者は翌年の配賦要員に加はりますのでありますから其名簿が部隊長から聯隊區司令官に歸つて來ませぬと終決處分が出来ませぬ。それで最終入營期から二十日以内と規定してあります。

#### 第五款 裁決の表示

裁決は原則として行政法上から申しますれば要式行爲であります。裁決した結果を一定の要式を以てお前を斯ふ裁決するぞと云ふやうに示す一つの形式を要する行爲であります。そこでどう云ふ形式を取るかと申しますれば、證書を以てするのであります。其證書は次の如く區分いたします(細則第八十三條)現役兵

證書補充兵證書徴集延期證書、兵役免除證書、是丈の證書を作成致します。而して現役兵證書は現役兵編入者に交付し、補充兵證書は補充兵編入者に、徴集延期證書は法律上の徴集延期の裁決を受けたる者に限つて交付し、事實上の徴集延期者には證書を交付する限りではない。即ち實質上の徴集延期者は裁決の未済者でありますから、是は法律上徴集延期を受くる権利はない。次に徴集延期の證書は之に交付しないのであります。でありますから細則第八十三條に書てありますやうに、徴兵令第二十條、第二十一條、第二十二條、第二十三條の二、是丈に該當する者に限るのであります。兵役免除の證書は體格等位丁種に該當すべき者にやるべきものであります。然らば要員超過又は體格等位丙種たる國民兵役に對するものはどうするかと云ふと郡長から町村長を経て本人に達するのであります。之には別に要式を用ひませぬ。それは第八十六條に書てあります。要員超過及徴集免除は郡市長から本人に達する。斯う云ふ形を取る所以であります。

#### 第四節 徴兵處分の救済

總ての行政行爲は神聖であるべきは當然でございますが、神様のやる仕事で

ありませぬからそれには時々違法のことも不當なこともある。其色々な錯誤もある譯でありますから一般行政に於きましても行政救済と云ふものがあります。此一般の行政救済は行政訴訟、行政訴願、及訴願令に依る訴願等によるものであります。但し徴兵處分に於きましても時々違法不當の間違った處分を致しますから之に對する救済の途を開く必要があるのであります。所が徴兵處分と申しますものは、兵役義務者である國民が否でも應でも之に就くのが原則である。兵役義務と云ふものは拒否すべからざる義務であるから、本人が行政裁判所に訴へる或は訴願法に依つて訴願すると云ふことは、之を禁することは當然であります。即ち進んで其役に就くべきであるから、行政裁判所に出訴したり或は其筋に訴願を爲すと云ふことは原則として之を認めませぬ。現行法に於きましては行政裁判所に出訴し或は訴願をする途は法律上規定がありますが、それ以外のことは行政訴訟或は訴願も出來ないことになつて居るのであります。特に徴兵のことは重大でありますから、條例第四十四條に依りまして「徴兵官ノ裁決ニ對シテハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ス」とあつて徴兵のことに付ては一切裁判所に出訴することは出來ないのであります。併しながら全然救済の途がないと云ふことも之亦適當

でないこと云ふことで、其救済の途は主として監督權に依つて之を行ふこと云ふことの原則を立てられたのであります。即ち條例第四十三條に「總理徵兵官又ハ師管徵兵官ハ下級徵兵官ノ處分違法又ハ不當ナリト認ムルトキハ之ヲ取消シ更ニ處分ヲ命スヘシ但シ師管徵兵官ハ總理徵兵官ノ認可ヲ受クヘシ聯隊區徵兵官其ノ爲シタル處分違法又ハ不當ナルコトヲ發見シタル場合ニ於テ之ヲ取消更ニ處分ヲ爲スニハ陸軍大臣ノ定ムル場合ヲ除クノ外師管徵兵官ノ認可ヲ受クヘシ師管徵兵官認可ヲ爲ス場合ニ於テハ總理徵兵官ノ認可ヲ受クヘシ」と云ふのであります。之れによりますると聯隊區司令官が自分で處分をして自分で變更すると云ふ途を許してあるが原則として自分で勝手に處分の變更は出來ない。上級徵兵官の認可を受けてやるのであります。處分に過ちがあれば上級徵兵官は之を矯正さすと云ふ權限を持つて居るのであります。然らば如何なることが聯隊區徵兵官が自分で處分し自分で處分の變更が出來るかと云ふと、それは細則第八十八條に列擧してあります。第一號から第九號迄に規定してあります事柄だけに付きましては勝手に處分の變更が出來るのであります。此中で特に御注意になりませんといかぬのは第九號の抽籤の法に依らずして徴集する者に對して抽籤した

場合、其の前の第八號に同一徵募區に於て抽籤を行ひ直す事項を生じ、更に抽籤の必要ある場合、此二つの場合であります。斯の如き重大な處分の違法乃至錯誤があつた場合に於きましては、聯隊區徵兵官に勝手にやり直すと云ふことは、それは亂暴の様であります。それを斯の如くしました所以は、即ち急を要する問題であります。今日は抽籤日で、明日は次の徵募區に行なければならぬと云ふ場合に、申請認可を待つてやるとか、或はもう一度其所に徵兵署を開始しなければならぬと云ふが如き場合に於きましては、時間の經濟上適當でありませぬので、己むを得ず聯隊區徵兵官では、是等の處分の變更が出来る様にしたのであります。元々抽籤は非常に大切なことでありますから、それを聯隊區司令官が勝手にやり直す、斯の如き場合に於きましては、是は順序を経て報告し、そうして自からの立場を明かにして置くこと云ふことになさなければならぬのであります。斯の如く此救濟の途は主として監督權を以てして本人よりの訴によることがないのでありますから、自己の責任を明かにして置くこと云ふことは極めて大切であります。條例第四十三條に書てあります如く、違法不當の處分を救濟する爲、更に徵兵處分を要する場合に於きましては、條例第二十四條に書ております如く、臨時徵兵署を開設してやつ

ても宜しい開設しなくても宜しいが開設してやつても差支へないのであります。若しも此開設を必要とする場合に於きましては、是は當然順序を経て總理徴兵官の認可を受くるのであります。認可なくして臨時徴兵署の開設は出来ないのである。第四十三條の處分の其のものは認可を受けてやるべきものでありますから、臨時徴兵署を開設すると云ふことの申請書の中に認めて置かなければならぬ。併し此事は殆どありませぬ。今申しましたやうに行政救済は其原則を監督權に待つて居ると云ふやうな次第でございしますが、特別必要なる者には訴願だけの途は開いてある。それで徴兵制度と云ふものは根本に於きまして家族制度と云ふことを十分參酌して居るのであります。徴兵令第二十五條ノ二に規定してあります如く、適齡届は戸主から出す。又第二十二條の如く本人が徴集せられた時は其家族が自活する能はざる場合には徴集を延期すると云ふことになつて居ります。第二十五條の規定に付て申しますれば、兵役義務者が其家長の支配する家族内に生じた時には十分其事を家長が了解をして、さうして自己の家に屬する兵役義務者をして完全に兵役を務めさすと云ふ責任を戸主に負したのであります。又日本は家族主義を以て發達した國でありますから、廢家絶家と云ふことは努め

て之を避けなければならぬ。本人が徴集することに依つて其家が潰れてしまつて家族が支離滅裂と云ふやうな可愛想なことをしてはならない。それでありますから徴兵令第二十二條の規定及軍事救護法の規定があるのであります。單に社會政策的の立法ではない、勿論家事故障の事故を誤魔化して以上の行爲をなすと云ふことは適當でありませぬから、徴兵令第二十二條には分家又は廢家絶家再興の理由で、家事故障を作つたのはいけないとあります。本人が徴集された爲に家が絶家廢家になると云ふことは避けんとするのであります。廢家絶家を作つて徴集延期の特典を受けやうと誤魔化して置く、或は分家して誤魔化しをやること云ふやうなことは、是は許す限りでありませぬ。詰り本人が徴集されることに依つて其家族が自活することが出来ぬと云ふやうな時には徴集延期をするのでございませぬ。従つて徴兵令第二十二條に該當する場合の裁決に限りまして、其裁決が本人の不服であると認められた時に、茲に一つ訴願の途があるのであります。其點は條例第四十一條第四十二條に其手續が書いてあります。併しながら訴願があつたからと云つて毫も裁決を停止する必要はありませぬ。其變更は何時でも出来るのでありますから訴願に依つて裁決は停止致しませぬ。